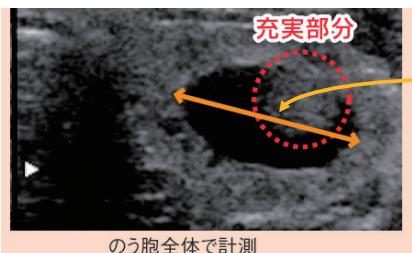


甲状腺検査

甲状腺検査 充実部分を伴うのう胞の扱い

「充実部分を伴うのう胞」は全て「結節」としている。



これを福島の検査では「結節」に分類。充実部分を含むのう胞の全体の大きさ（オレンジの矢印の長さ）が結節の判定基準である5.1mm以上であれば「B判定」となる。

- ・のう胞の中に一部充実部分（細胞）があるものは「充実部分を伴うのう胞」と呼ぶ。
- ・これらは、中に細胞があるため、まれにがん化することがある。
- ・通常の診療では、のう胞と分類されることがあるが、福島では「充実部分を伴うのう胞」は全て「結節」として扱う。
- ・計測の際は中の充実部分ではなく、のう胞全体のサイズで計測する。
- ・このため、充実部分が5mm以下のものもB判定となり、二次検査の結果その多くは問題はなく、経過観察となっている。

甲状腺検査についてのQ&A（福島県立医大放射線医学県民健康管理センター）より作成

のう胞の中に結節を伴うものがあります。県民健康調査における甲状腺検査では、この充実部分（結節）を伴うのう胞は、全て「結節」として判定し、結節の判定基準を適用しています。

例えば、4mmの結節を伴う 10mm ののう胞の場合、これを結節と判定し、「結節」の判定基準を適用。大きさが 5.1mm 以上なので B 判定として、二次検査のご案内をしています。

逆に「のう胞」と判定されたものは、中は液体のみで良性のものです。

本資料への収録日：2015年3月31日

関連 Q&A

・6章 QA28 「のう胞」、「結節」とはなんですか